

基 発 0118 第 4 号  
令和 3 年 1 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る  
施術料金等の取扱いについて」等の一部改正について

労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて、健康保険における取扱いを踏まえ、下記のとおり改正し、令和 3 年 2 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、了知の上、別紙の改定後の算定基準に基づき、管内の関係団体と協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。

記

- 1 昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号－1 (最終改正 令和元年 9 月 27 日付け基発 0927 第 3 号) 関係
  - (1) 記の 3 のただし書きを、以下のように改める。

ただし、第 2 回目以降の療養の費用請求書には、診断書又は指示書の添付を省略しても差し支えないものとするが、初療の日から 6 カ月 (変形徒手矯正術については、診断書が交付されてから 1 カ月を超える場合とする。) を超える場合には、改めて診断書又は指示書の添付を必要とする。
  - (2) 別紙 労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準を別紙のとおりに改定する。
- 2 昭和 57 年 5 月 31 日付け基発第 375 号 (最終改正 平成 14 年 7 月 29 日付け基発第 0729005 号) 関係
  - (1) 記の 2 の (2) の最後に、以下のとおり加える。

なお、変形徒手矯正術については、当該施術を必要とする旨の医師の診断書が交付されてから 1 カ月を超える場合は、あらためて診断書を必要とする。

(2) 記の3の(2)の最後に、以下のとおり加える。

なお、変形徒手矯正術については、当該施術の必要性を判断できるものとする。

3 昭和57年6月2日付け基発第384号(最終改正 平成14年7月29日付け基発第0729005号)関係

(1) 記の1の(2)の最後に、以下のとおり加える。

変形徒手矯正術については、当該施術の必要性を判断できるものとする。

(2) 記の2の(1)②の口の次に、以下とおり加える。

ハ 変形徒手矯正術について、当該施術を必要とする旨の医師の診断書の交付から1カ月を超える場合に交付する診断書

(別紙)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

(令和3年2月1日以降の施術)

初	検	料	2,970円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に650円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に1,870円を加算する。
往	療	料	2,760円	注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、 <u>3,060円</u> を算定する。 2 夜間往療については、所定金額の100分の100に相当する金額を加算する。 3 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患家の所在地を起点とする。
施 術 料	はり・きゅう	1術の場合	1日1回限り <u>2,940円</u>	注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
		2術(はり・きゅう併用)の場合	1日1回限り <u>4,070円</u>	
	マッサージ	マッサージを行った場合	1日1回限り <u>2,940円</u>	注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
		温罨法を併施した場合	1回につき 130円加算	注 変形徒手矯正術との併施は認められない。
		変形徒手矯正術を行った場合	1肢につき <u>450円加算</u>	注 マッサージの加算とする取扱いとして同一部位にマッサージ及び変形徒手矯正術(※)を行った場合に限り、 <u>両方の料金を算定すること。</u> <u>※6大関節(肩、肘、手首、股関節、膝、足首)を対象とし、1肢(右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)毎に算定する。</u>
	はり又はきゅうとマッサージの併用	1日1回限り <u>4,070円</u>	注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。	
	電気・光線器具による療法		1日1回限り 550円加算	注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具(あん摩マッサージ指圧師にあつては、超音波(若しくは極超短波)又は低周波、はり師及びきゅう師にあつては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。)を使用した場合に算定する。 ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線器具を使用しても1回として算定する。

休業証明料	1件につき 2,000円	休業（補償）給付請求書における証明
-------	-----------------	-------------------